

質疑回答書

件名：四日市市庁舎等設備更新型ESCO事業

No.	質問内容	返答
1	公募要項 2-5 2ページ 事業内容(2)「維持管理・運転管理」の維持管理について、「ESCO設備故障時等に、事業者が直接対応できない場合は、これに代わる対策を実施するものとします」とありますが、具体的にどのような対策を想定されておりますでしょうか。	機器製造事業者に対応を依頼するなどとなりますが、具体的な対策については事業者にて検討してください。
2	公募要項 6-3 12ページ ESCOサービス料ESCOサービス料の上限額について、税抜き・税込みのどちらでしょうか。	提案募集要項（案）に記載されている金額は、全て税込みとなります。
3	公募要項 6-10 14ページ ESCOサービス料の支払い方法・精算等「(2) 実削減額が削減予定額を上回ったときは、実削減額から削減予定額を減じた金額の50パーセントを年度別支払額に加えた額とし、この場合の上限額は、5,200,000円とします」とありますが、この5,200,000円とは税抜き・税込みのどちらでしょうか。	提案募集要項（案）に記載されている金額は、全て税込みとなります。
4	公募要項 6-10 14ページ ESCOサービス料の支払い方法・精算等「(4) 実現した光熱水費削減額が本市の保証利益額以下となった場合、サービス料は0円となります。更に事業者は「本市保証利益額」から「実現した光熱水費削減額」を減じた金額を本市に支払うものとします。」とありますが、実際の効果が出るかどうかは、想定外の事象による影響も考えられます。維持管理および効果検証に必要な作業（実費）が発生した場合、その実費について協議の上、請求することが可能でしょうか。	想定外の事象が生じた場合は、協議可能ですが、効果検証に必要な維持管理および効果検証に必要な作業（実費）は、事業者負担となります。
5	公募要項 6-13 15ページ 運転及び維持管理に関する事項(2)「ESCO設備の維持管理について」。「事業者は、本市にESCO設備の維持管理計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて、ESCO設備に必要な維持管理を行うものとします。」とありますが、ESCOサービス契約書(案)第9条では「省エネルギー設備の必要な維持管理が行われるよう本市に助言を行うものとする。」とあります。契約書が(案)が正でしょうか。	契約書（案）が正です。
6	公募要項 6-13 15ページ 運転及び維持管理に関する事項(2)「ESCO設備の維持管理について」。「工事の瑕疵の過失・機器の設備の瑕疵等に起因するものは事業者が負担するものとします。」とありますが、契約不適合責任という理解でよろしいでしょうか。また、その責任期間については、国土交通省建設工事標準請負契約約款に於いては、1年間（設備機器等）でよろしいでしょうか。	契約不適合責任という理解で問題ありません。また、その責任期間については、原則として契約目的物の引き渡しから工事に関わる部分は2年、建築設備の設備機器などは1年を想定しています。
7	公募要項 6-13 15ページ 運転及び維持管理に関する事項(5)保険について、事業者が加入するのは、事業者責による賠償に備えた保険という認識でよろしいでしょうか。	相違ありません。
8	公募要項 6-14 15ページ 計測・検証に関する事項「(2)事業者は、計測・検証結果を毎年本市に報告をし、本市はそれを確認します。計測・検証回数等については契約に定めます。」とありますが、年1回でよろしいでしょうか。	事業者の提案内容によりませんが、年1回でも問題ありません。
9	公募要項 10-1 19ページ 参加表明時の提出書類(10)各資格者免許証の写し 有資格技術職員のうち、各代表1名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。(11) 監理技術者免許証の写し 建設役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出すること。」記載がありますが、こちらは仮に最優秀を頂いた後、実施となった際に、都合により同等資格者へ交代することは可能でしょうか。	やむなき理由のみ可能です。
10	公募要項 11-2 20ページ 作成要領5)エネルギーに関する換算係数都市ガス13Aの1次エネルギー換算係数は「Nm3」ですがCO2排出係数は「m3」と記載されています。CO2排出係数もNm3とみなしてよろしいでしょうか？m3→Nm3への換算が必要でしょうか？	みなしてよろしいです。また、換算は不要です。

11	予想されるリスクと責任分担 1ページ 「共通」「効果保証の未達」について事業者にのみ○がついておりますが、省エネ未達の理由が事業者責の場合以外ときは、貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
12	予想されるリスクと責任分担 2、4ページ 「計画・設計段階」「建設段階」不可抗力による負担は、「計画・設計段階」「建設段階」の段階において貴市と事業者の両方に「○」が記載されております。この場合の事業者の負担とは、経済産業省資源エネルギー庁より公表されている雛形に準じ、限定的な負担（1/100を事業者が負担）であるという理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
13	予想されるリスクと責任分担 3ページ 「計画・設計段階」「資金調達」「必要な資金の確保に関する事」に事業者のみ○がついておりますが、本件はギャランティードESCOとなるため貴市にて資金調達を行うものという理解です。このため貴市にのみ○ということよろしいでしょうか。	計画・設計段階における「資金調達」とは、工事引渡し前までの資金調達についてを想定しているもので、事業者側のみの「○」としています。
14	予想されるリスクと責任分担 3ページ 「計画・設計段階」「資金調達」「予定した補助金等が獲得できない場合」について、予定した補助金等が獲得できない場合には、優先交渉権者の補助金無しの提案内容にて事業を実施するという理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
15	予想されるリスクと責任分担 3ページ 「計画・設計段階」「資金調達」「予定した補助金等が獲得できない場合」について、補助金採択後に補助金受給額が減額となった場合、事業者の責による場合のみ事業者が減額分を負担するという理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
16	予想されるリスクと責任分担 4、7ページ 「建設段階」「維持管理段階関連」「調査・工事における第三者への損害賠償義務」及び「維持管理業務に起因する第三者への損害賠償義務」について事業者にのみ「○」が記載されておりますが、事業者の責による場合にのみ事業者が負担するという理解でよろしいでしょうか。また、賠償責任の範囲は、二次損害（逸失利益等の間接損害）は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	事業者の責による場合のみ事業者が負担するという理解が良いです。なお、二次損害については、協議とします。
17	予想されるリスクと責任分担 7ページ 「維持管理段階関連」「導入設備の損傷」について、貴市の故意・過失による設備の損傷以外の事由による損傷は協議により解決するありますが、第三者等の事由による損傷も含めて貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	第三者の事由による損傷に関しては、市の負担としてよろしいです。
18	予想されるリスクと責任分担 8ページ 「維持管理段階関連」不可抗力リスクについて、維持管理段階関連は貴市に「○」、事業者に「▲」とされていますが、本ESCO事業はギャランティードESCOのため設備所有者は貴市となります。このため事業者が負担する費用は事業者の責に帰すべき事由により生じたもののみであり、不可抗力等によるESCO設備の損傷の復旧費用はすべて貴市という理解でよろしいでしょうか。	耐震、耐雷設計等の不備等による損傷など、設計段階による瑕疵、必要な整備を指示していない等による損傷によるものは、事業者側の負担と考えられることから協議事項となります。
19	予想されるリスクと責任分担 9ページ 「保証関連」「住民サービスの提供」「要求仕様不適合による、本市の施設運営・業務への障害」に対する事業者の負担とは、障害の原因となる貴市の施設・設備及びESCO設備等を事業者が補修または改修し、その経費は事業者が負担すること（但し、二次的損害は免責）という理解で宜しいでしょうか。	よろしいです。 なお、二次的損害については協議とします。
20	予想されるリスクと責任分担本契約に基づき生じる賠償責任の範囲は、二次損害（逸失利益等の間接損害）は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	賠償責任の範囲は、エネルギーサービス契約で協議するものとします。
21	ESCOサービス契約書（案）ESCOサービス契約書（案）は最優秀獲得後に事業者と協議し、合意のもと締結することができるという理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
22	契約書案第2条第6号にて契約保証金は免除となっております。履行保証保険については付保する必要がないという理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。